



音更町産後ケア事業利用者の方へ 一時保育利用料の軽減について



産後ケア(デイサービス型)を利用する際に、その同日にきょうだいの預け先として下記施設の一時保育を活用する場合、その一時保育の利用料の軽減を受けることができます。

対象者 産後ケア(デイサービス型)をご利用の際に、一時保育を活用してきょうだいを預ける方

●利用料の軽減

きょうだい1人につき、以下のとおり一時保育利用料を軽減します(最大6回まで)

課税世帯	1,150 円 (1日コース日額 2,300 円のうち)
非課税世帯 ひとり親家庭 きょうだいの同時利用※	575 円 (1日コース日額 1,150 円のうち)

※きょうだいの人数によって一時保育利用料が変更になります。

●利用料の軽減に必要な書類

一時保育と同日に産後ケア事業を利用したことのわかる「産後ケア事業利用証」



●一時保育と同日の産後ケア事業の利用日および産後ケア事業所の記載がある利用証を一時保育施設に提示する必要があります。

●一時保育の利用料の軽減を受けるための流れ

1 一時保育への予約

「産後ケア事業利用のために一時保育を利用する」ことを一時保育施設に伝え、一時保育を予約します。

※定員に限りがありますので、産後ケア事業の利用を希望される方は、利用日が決まり次第、早めに予約することをお勧めします。

一時保育施設	住所	電話番号
①音更子育て支援センター	音更町新通 9 丁目 3 番地 3	42-2323
②鈴蘭保育園	音更町中鈴蘭元町 2 番地 10	31-3505

2 一時保育利用料の軽減(産後ケア事業と同日に利用した場合に限ります)

同日に産後ケア事業を利用したことがわかる「産後ケア事業利用証」を産後ケア事業終了後の一時保育のお迎えの際に一時保育施設に提示することで、一時保育の利用料の軽減をその日のみ受けることができます。



問い合わせ先 健康推進課おやこ保健係(保健センター)



住 所：新通8丁目5番地

受付時間：午前8時45分から午後5時30分まで(土日祝・年末年始を除く。)

TEL：42-2712 FAX：42-2713